

第4章

欧州連合（EU）・英国

1. 欧州連合（EU）

内国民待遇	117
炭素国境調整措置【新規掲載】	118
関税	119
関税構造	119
セーフガード	120
鉄鋼セーフガード	120
基準・認証制度	121
（1）エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する欧州指令（EuP 指令）	121
（2）化学品規制（REACH・CLP）	122
（3）医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）	123
（4）バッテリー及び廃棄バッテリー規則	124
サービス貿易	125
オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制	125
政府調達	126
公共調達新規則（International Procurement Instrument）	126
地域統合	127
譲許税率の引き上げ	127
知的財産	127
スペアパーツへの意匠権の権利行使問題	127

2. 英国

関税	129
関税構造	129
セーフガード	130
鉄鋼製品に対するセーフガード措置	130
基準・認証制度	130
化学品規制（REACH・CLP）	130

1. 欧州連合 (EU)

内国民待遇

炭素国境調整措置【新規掲載】

<措置の概要>

EU は、世界最大の温室効果ガス排出権取引制度である EU-ETS (Emission Trading System) を運営している。域内でこうした温室効果ガス排出削減措置を講じた場合、域内産品がそのような規制を受けていない海外からの輸入産品によって代替されること及び域内の生産拠点が域外に移転することで、地球全体の温室効果ガスの排出が減らないという、いわゆるカーボンリーケージ (carbon leakage) が問題となりうる。EU は 2019 年 12 月に「欧州グリーンディール」を公表し、2021 年にカーボンリーケージ防止のために炭素国境調整措置 (CBAM: Carbon Border Adjustment Mechanism) を提案することを発表した。その後、2021 年 7 月に欧州委員会が、2030 年までに 1990 年比で温室効果ガスを少なくとも 55%削減することを目標とした各種政策のパッケージである Fit for 55 の一貫として、CBAM に関する規則案を公表し、欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による調整を経て、2023 年 4 月に最終案が正式に承認され、同年 5 月に規則として成立した。

その内容は、EU への輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を、CBAM 証書の購入義務を課す形で賦課するというものである。措置の対象国は全ての国とされ、除外対象は、EU-ETS に完全にリンクした制度を有する一部の国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス) 等に限定されており、途上国例外は設けられていない。対象は、エネルギー集約型であり貿易が多いとされる、鉄鋼、アルミ、セメント、肥料、水素、電力、鉄鋼やアルミの一部下流製品 (ねじやボルトなど) に限定されている。ただし、後述のとおり、移行期間に輸入者の報告によって収集した情報に基づき、対象の範囲拡大を検討することが予定されている。

賦課金の具体的な算定方式は以下のとおりである。

$$\text{輸入課金} = \text{CBAM 証書価格 (P/CO2-ton)} \times \text{製品単位当たり排出量 (CO2-ton/Q)} \times \text{製品輸入量 (Q)}$$

上記の算出に必要な要素のうち、排出量に関しては、考慮される排出範囲は鉄鋼、アルミ、これらの下流製品、水素は直接排出のみ、その他の品目は間接排出 (電力使用に伴う排出) も含むとされた。

また、当局が実際の排出量を適切に検証できない場合は、当局は、各輸出国の平均排出原単位に各国ごとのマークアップ (詳細は実施細則に委ねられている) を加算して、輸出国ごとかつ産品ごとに、デフォルト値を設定することができる (ただし電力を除く)。輸出国の平均排出原単位として信用できるデータがない場合は、デフォルト値は、当該産品に関する EU 域内の各生産工程の排出量下位 X% に当たる生産拠点の平均排出原単位に基づいて設定される (X の値は Implementing Act において定められる)。なお、デフォルト値は、使用エネルギー等、各生産国の固有事情を考慮して調整することが予定されている (EU 規則 7 条、Annex IV)。

CBAM 証書価格は、前週における EU-ETS の全入札の平均終値に基づいて設定され、国内規制上の炭素価格と同一水準となることが意図されている。ただし、EU 域外で支払われた炭素価格 (tax, levy, fee or emission allowances) は、CBAM 証書価格から控除できる (EU 規則 9 条)。すなわち、原産国で支払われた炭素価格は輸入課金から控除される。また、第三国 (原産国) で支払われた炭素価格の考慮に関しては、EU は当該第三国と、当該第三国の炭素価格メカニズムを考慮するための合意を締結することができる (EU 規則 2 条 12 項)。

また、CBAM は、EU-ETS 上のカーボンリーケージリスク対策措置である無償割当枠及び電力コスト補填の代替措置であると説明されており、輸入課金額 (提出すべき CBAM 証明書数) は、無償割当枠の程度を反映して調整されることが予定されている。無償割当枠は 2026 年から 2034 年にかけて段階的にフェーズアウトされ、CBAM はその間に段階的に導入される。無償割当ての縮小に伴って、EU からの輸出品が不利になるとの意見を受けて、措置案には、今後 EU-ETS または同様の炭素価格メカニズムを適用しない第三国に対する輸出品についてカーボンリーケージリスクがあると評価できる場合には、何らかの

WTO 整合的な措置（輸出品に対する何らかの支援が想定される）を検討するよう求める規定（EU 規則 30 条 5 項）も存在する。

CBAM は 2023 年 10 月から施行開始予定だが、2025 年末までは移行期間とされ、移行期間中は、輸入者は、輸入課金支払義務は負わないが、製品単位あたり排出量等の情報を報告する義務を負う。報告内容は、製品単位当たり排出量（直接排出及び間接排出いずれも）、輸出国で支払われた炭素価格等である。報告内容は、移行期間後の制度運用において、スコープを他の物品・サービスに拡大させるための検討や、排出量算定方法を発展させるために活用される可能性がある。

<国際ルール上の問題点>

CBAM 一般に関連する WTO ルール上の論点は多岐にわたるが、代表的なものとして内国民待遇義務（内国税等について GATT 第 3 条第 2 項、国内規制については GATT 第 3 条第 4 項）との関係が問われる。第 3 条第 2 項は輸入製品に対する内国税その他の内国税の賦課額が「同種の国内産品」に対する賦課額を超えることを禁止し、第 4 項は国内規制上輸入産品に同種の国産品「より不利でない待遇」を与えるべきことを定めている。EU の CBAM は、EU-ETS をベースにしており、EU-ETS はモノに対する内国税に当たらず国内規制と考えられるとして第 3 条第 4 項が適用される可能性が高い。

そのうえで、EU の CBAM は、EU-ETS を参照し、輸入品に対して EU-ETS による国産品の負荷と同水準の負荷を課すことを謳っているが、輸入品が服する CBAM は、EU-ETS と同一の制度ではない以上、輸入産品が国内産品に比べて不利な立場に置かれることは想定できる。一例として、域内生産者による EU-ETS 上の排出権の入手方法は、市場での購入、相対取引、過去の割当ての余剰の利用など多岐にわたるのに対し、CBAM 証書については、週単位の単一価格での購入しか想定されない。また、詳細は明らかにされていないものの、対象産品の製造過程での炭素排出量の計算も、おのずから EU-ETS と CBAM で差異が生じざるを得ず（賦課の単位が、EU-ETS は施設単位であるのに対し、CBAM は輸入品であることにも留意）、その手法によっては輸入産品が不利に置かれる場面が生じる可能性は否定しがたい。

仮に内国民待遇義務違反に当たる場合でも、GATT 第 20 条の一般例外、特に有限天然資源（清浄な大気）の保護に関する 20 条(g)号に基づき措置が正当化される可能性もある。しかしその場合、環境保護のためのカーボンリーケージ防止という規制目的に対して、CBAM が適切な設計となっているかが問われることになる。そもそも輸入品の炭素集約度が、国産品と同等か、より低い場合、輸入に伴うカーボンリーケージは発生せず、環境保護の観点からは国境で賦課金を支払うべき根拠がない。しかし EU の CBAM の設計上は、輸入品の炭素集約度がゼロとならない限りは、域内産品より炭素集約度が低くても CBAM 証書を購入する必要は残るため、環境保護と主張される本措置の目的と本措置の設計・構造の関連性に疑義が残る。

別の論点として、EU からの輸出品に対する将来的な支援措置の可能性が示唆されている点については、仮に検討する場合は WTO 整合性に配慮するものとされているが、一般的には、輸出を条件とした支援は補助金協定が禁止する輸出補助金に該当する可能性が高い。補助金協定上は間接税の輸出時の還付は輸出補助金に当たらないことが明記されているが、EU-ETS は物品に賦課される内国税とはいいがたく、間接税にはあたらないため、輸出産品について排出権の負担を免除するような仕組みについて WTO 整合性を確保することは容易ではない。

<最近の動き>

本件規則は、2023 年 10 月から適用される。今後、移行期間中の情報収集等も踏まえて、制度の修正が行われていくと思われる。EU に対して引き続き、地球環境保護のための協力と共に、二国間や WTO など様々な議論の場を通じて、CBAM の具体的な制度設計において輸入品が不利に扱われることのないよう、議論を継続する必要がある。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点

に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

EU 関税法、免税システム及び関連法規において、基本税率、暫定税率及び弾力関税率(ダンピング防止関税、相殺関税、報復関税、緊急関税、季節関税及び際協力関税など)が規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日 EU 経済連携協定(日 EU・EPA) 税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や原材料などに対する関税優遇措置(減免税及び還付)がある。

EU の 2021 年時点の非農産品の譲許率は 100%であり、単純平均譲許税率は 4.1%であるが、貨物自動車(最高 22%)、履物類(最高 17%)、陶磁器(最高 12%)、ガラス製品(最高 11%)、乗用車(最高 10%)等の高い譲許税率が存在する。また、2021 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 4.1%であり、電気機器(最高 14%(テレビカメラ、ラジオ受信機等)、単純平均 2.4%)、繊維(最高 12%、単純平均 6.6%)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結された ITA 拡大交渉(詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 交渉を参照)において、EU は、2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、デジタルビデオカメラ(14%)、カーオーディオ(14%)、テレビ受信機器(14%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2023 年までに撤廃されることになる。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、2019 年 2 月に日 EU・EPA 協定が発効されたことで、我が国から輸出する全ての工業製品(乗用車(8

年目に撤廃)、自動車部品・一般機械・化学工業製品・電気機器等)、ほぼ全ての農林水産品(牛肉・茶・水産物等)の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020 年 4 月 3 日、国家機関等が承認した慈善団体等による無償での物資配布及びその利用を可能にすることを目的に、2020 年 1 月から 7 月までの期間において、対象品目の輸入関税及び付加価値税を一時的に免除する措置が行われた。その後、本措置は、3 回の延長を経て 2022 年 9 月、同年 12 月まで適用が延長された。その後、本措置は終了した。なお、具体的な対象品目及び関税率は各加盟国に委ねられていた。

セーフガード

鉄鋼セーフガード

<措置の概要>

EU は 2018 年 3 月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始した。同年 7 月 19 日、暫定措置を発動し、2019 年 2 月 2 日に最終措置を発動した(当初期間は 2021 年 6 月 30 日まで、その後 2024 年 6 月 30 日まで措置を延長)。26 品目、HS コード 8 桁で約 300 製品(72081000-73069000)(熱延鋼板、冷延鋼板、ステンレス鋼板等)に対して、過去 3 年(2015 年-2017 年)の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当(①輸出シェア 5%以上の国に対する国別 country quota と、②その他の国一括の Residual quota)を付した上で、当該割当を超過した場合、25%の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

<国際ルール上の問題点>

措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」(関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される)が SG の発動要件とされていること(GATT 第 19 条第 1 項

(a) との整合性に懸念がある。また、後述の DS595 パネル判断では、EU の「損害のおそれ」の認定が客観的証拠を欠いているとされた。

<最近の動き>

EU は域内規則上、毎年セーフガード措置のレビュー（見直し）を実施することとしている。2019 年 5 月の第 1 回レビューに対し、我が国は政府意見書を提出し、損害の認定方法や関税割当の運用方法について懸念を表明。レビューを踏まえて、対象品目ごとの関税割当数量や途上国除外などの措置を一部変更する最終決定が同年 9 月 26 日に公示され、同年 10 月 1 日から施行された。2020 年 2 月に開始された第 2 回レビューでは、産業界からの見直し提案（新型コロナウイルス感染症の影響への考慮から、関税割当の 75%縮減等貿易制限の大幅強化を要望）に対する意見公募を行った。我が国は措置強化案に反対する政府意見書を提出。EU は、一部品目の国別輸入数量枠の管理ベースを年ベースから四半期ベースに変更し、「その他」枠の利用制限を強化する等の最終決定を同年 6 月 30 日に公示し、翌 7 月 1 日から施行した。関税割当縮減等の産業界提案は採用されなかった。

2021 年 2 月に開始された第 3 回レビューでは、措置自体は 2024 年 6 月まで延長されることが決定される一方、米国 232 条措置の貿易効果に変動があった場合には措置自体を見直す旨の規定を追加する等の修正が行われた。また直近では、2022 年 12 月、措置の早期終了の是非を検討するとして再びレビュー手続が開始された（～ 2023 年 6 月までを予定）。

なお、このセーフガード措置については、トルコがセーフガード協定等の不整合を主張し WTO に紛争解決手続（DS595）を提起していた。2022 年 4 月に公表されたパネル報告書では、上記「予見されない発展」と輸入増加との論理的関連性の説明が不明確であるとされたほか、「損害のおそれ」の認定も客観的証拠を欠いているとされた（翌月採択）。EU は、同年 12 月に履行方針を発表したが、措置自体は継続する意向を示している。

引き続き、対象産品のアジア等への流入や、EU への駆け込み輸入による関割の早期消化のリスクを注視し、EU に対して必要に応じた働きかけを行う。

基準・認証制度

(1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する EU 指令 (ErP 指令)

<措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組みとして、2005 年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令 (EuP 指令)」を、2009 年 10 月には「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令 (ErP 指令又はエコデザイン指令)」を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間（ライフサイクル）における環境に与える影響（例：資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等）に配慮した取組を行うことが求められる（一般的環境配慮制度要求）ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる（特定環境配慮制度要求）。対象製品毎の要求事項は、「実施規則 (Implementing Measures)」によって公表されている。

<国際ルール上の問題点>

これまでに TBT 通報された「実施規則」の案では、①要求事項設定の一部に、既存規制との不整合や科学的根拠・効果が不明な箇所があること、②要求事項に係る各文言の定義が不明確であること等の問題がある。同指令が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定第 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

ErP 指令を改正するものとして、2022 年 3 月、持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR) 案が欧州委員会によって提案され、現在、欧州議会および理事会において審議されている。同規則案では、ErP 指令の枠組みを拡大しより幅広い製品に適用するとともに、製品の耐久性、資源効率、再生材使用、リサイクル容易性といった循環性、製品ライフサイクルにおける環境影響（環境・気候フットプリン

ト)、環境情報のトレーサビリティを可能にするデジタル製品パスポートの導入などが提案されている。また欧州委員会は、2022年8月にスマートフォンを対象とした実施規則を提案した。同実施規則案には、端末内の特定の部品を一般的な工具を用いてエンドユーザーが修理・交換可能とする設計の要件、およびそのスペアパーツ提供の義務、耐擦傷性、防水・防塵性などの耐久性の要件、OSアップデートに関する要件などが含まれている。

さらに、2023年1月にはESPRにおける今後の規制対象の優先製品として、織物や家具、おもちゃを含む最終製品、鉄鋼や化学物質、ポリマーを含む中間製品、耐久性、リサイクル性、ポストコンシューマリサイクル材などの水平措置を検討することへの意見募集を開始している。必要以上に過度な要件によりEU市場へのアクセスが制限されることのないよう、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

(2) 化学品規制 (REACH・CLP)

<措置の概要>

EUにおいて、2007年6月1日から化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則 (REACH 規則: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) (1907/2006)が施行された。

この規則の特徴は、以下のとおりである。

- ①年間累計 1 トン以上の化学物質を EU 域内で製造又は輸入する場合、登録が義務づけられる。さらに、登録者あたり年間累計 10 トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性報告書の作成が義務づけられる。
- ②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性評価の責務が産業界に課される。
- ③本規制に基づき、EU 化学品庁 (ECHA) 及び加盟国は登録された物質に対して評価 (審査) を実施する。物質評価の対象物質は、ハザード情報、ばく露情報、使用量に基づき、ECHA 及び加盟国によって優先付けされ、CoRAP (Community Rolling Action Plan、共同体ローリング行動計画) リストとして公表される。
- ④成形品 (article) 中に意図的放出物が含まれる場合には、一定の要件の下で、その量が年間累計 1 トンを超えれば登録が義務づけられる。

⑤成形品中に高懸念物質が 0.1%を超える濃度で含まれ、その物質が年間累計 1 トンを超える場合には、届出及び情報伝達が義務づけられる。この点、複合成形品については、濃度算定の母体を複合成形品全体とする ECHA の解釈があったが、2015年9月に欧州司法裁判所は、複合成形品 (Complex object) を構成する各成形品 (Component article) を母体とする先決裁定を公表した。複合成形品の EU 域内生産者及び輸入者には、複合成形品を構成する構成部品ごとに高懸念物質の濃度算出が求められることになり、特に REACH 規則の及ばない EU 域外からの情報収集を行わねばならない輸入者にとって負担となる。

⑥附属書 XIV に認可対象物質として記載された、発がん性などの懸念が極めて高い化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給及び使用が認可される (産業界においてリスクが適切に管理されていること等が証明され、認可が付与されない限り、市場への供給が禁止される)。認可対象物質として記載する際には、発がん性、遺伝毒性、生殖毒性 (CMR)、難分解性、生物蓄積性、毒性 (PBT / vPvB)、それらと同程度の悪影響を及ぼす可能性がある特性 (ELoC) という要件に基づき、幅広く分散的な用途、高生産量であることを優先することが示されている。

また、2009年1月には化学品の分類、表示、包装に関する規則 (CLP 規則: Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures) が施行された。同規則のもとで危険有害性があると判断された物質又は混合物については、危険有害性等の警告表示をすることが求められる。

2018年12月、EUは、第14次ATP (技術的進歩への適合化) のための CLP 規則に関する提案テキストを TBT 通報した。当該テキストでは、酸化チタンの吸入暴露が起こるかどうかに関わらず、1%以上の酸化チタンを含む粉体混合物を発がん物質として分類している。この場合、対象製品の範囲が不必要に広くなり、GHS に準拠した他国の制度では発がん性分類されることなく流通している製品に対しても、警告表示が必要となるおそれがある。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は、TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康と環境等の高い水準での保護と、物質、混合物及び成形品の自由な移動の確保、競争力と革新の確保等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定第 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定第 2.4 条との不整合が生じる可能性がある。

<最近の動き>

2018 年 12 月の CLP 規則に関する TBT 通報では、酸化チタンを含有する製品を製造する我が国産業界から EU に対しコメントを提出したほか、2019 年 3 月の TBT 委員会以降、EU に対し懸念を伝達したが、2019 年 10 月、EU は第 14 次 ATP（技術的進歩への適格化）のための CLP 規則改正に関する委員会委任法規則（EU2020/217）提案テキストを採択、2020 年 2 月に発行、2021 年 10 月から適用している。

また、EU は、2020 年 10 月、安全で持続可能な化学物質に関するイノベーションを促進し、有害化学物質に対する健康と環境保護を強化することを目的とした「持続性のための化学物質戦略」（Chemicals Strategy for Sustainability; CSS）を公表した。本戦略の附属書に 56 のアクションプランが記載されており、今後、これらアクションが具体化される予定。EU は、2021 年 5 月 4 日から同年 6 月 1 日にかけて REACH 規則と CLP 規則の改訂に関する開始影響評価（Inception Impact Assessment）のフィードバックを受け付け、その後、EU は、2021 年 8 月 9 日から同年 11 月 15 日にかけて CLP 規則の、2022 年 1 月 20 日から同年 4 月 15 日にかけて REACH 規則の改正に係るパブリックコンサルテーションを実施した。REACH 規則の改正では、「エッセンシャルユース」の概念を基にした化学物質の用途制限などが検討され、CLP 規則の改正においては、内分泌かく乱（ED）、PBT/vPvB、難分解性、移動性、毒性（PMT/vPvM）を GHS に先行して新しい危険有害性として分類、表示することを提案、新しい危険有害性の導入のみを委員会委任法による改正で進めている。2022 年 9 月 20 日に委任法草案を発表し、同日よりパ

ブリックコンサルテーション、翌 9 月 21 日に TBT 通報した。この危険有害性の導入は国際基準である GHS との調和を損ねる提案であり、我が国産業界からもコメントを提出したが、2022 年 12 月 19 日に委任法最終案が議会と理事会に送られた。

新たな危険有害性は、CSS に基づき、化学物質管理にとどまらず、タクソノミーや CSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive）といった EU における情報開示の基準としても使われる予定である。EU は、2023 年中に REACH 規則及び CLP 規則の改正案を策定する予定である。REACH 規則及び CLP 規則の影響は、EU 域外にも及ぶ可能性があることから、EU における化学品規制の動向を引き続き注視していく必要がある。

REACH 規則の制限の適用についても変化が見られ、物質グループでの制限提案（ビスフェノール類、PFAS 類（per- and polyfluoroalkyl substances））が行われるようになった。2022 年 12 月には内分泌かく乱特性を有するビスフェノール類の制限提案に対する意見募集が開始された。2023 年 1 月にはデンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデンの 5 加盟国より、10,000 種以上の PFAS を対象とした包括的な PFAS 制限提案が提出された。また、REACH 規制に限らないが、欧州では内分泌かく乱などでみられる非単調用量反応（NMDR）などを根拠に、これまでに比較して極端に低い規制濃度（例、耐用 1 日摂取量：tolerance daily intake（TDI））が提案される傾向がある。

（3）医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）

<措置の概要>

EU の医療機器規制（MDR）及び体外診断用医療機器規制（IVDR）は、2017 年 5 月 25 日に発効しており、移行期間を経て、MDR については 2020 年 5 月 26 日から、IVDR については 2022 年 5 月 26 日から適用される予定であった。しかしながら MDR 適用の 1 年前になっても MDR 認証に関して EU 加盟国の認定を受けた適合性評価機関（NB）の数が不十分で、かつ認定を受けた NB であっても日本での新規品目の審査受付を開始していないことや、必要なガイダンスの発行が遅れていたことから、2019 年 11 月以降の TBT 委員会で懸念を表明し、適用日の延期等の対応を求めてきたところである。

この点、2020年4月24日に、EUは、政府機関・研究機関・医療品製造業界が新型コロナウイルスの対応に集中できるようMDRの適用の1年延期を公表しており、延期後の適用日は2021年5月26日からとなった。MDRにおいては、上記適用日以前あるいは医療機器指令(MDD)認証書有効期間中に市場に出荷したMDD適合製品は2025年5月27日まで市場で入手又は使用開始可能とすることができることが規定されている。なお、IVDRについては予定通り2022年5月26日に適用開始されたが、NBによる認証が必要となるIVDデバイスについてはクラスに応じて3年から5年間適用開始までの移行期間が延長されている。

MDR認証、IVDR認証の遅れによりEU圏内における医療機器へのアクセスが制限されることが問題視され、2022年12月9日のEPSCO(雇用・社会政策担当)評議会において、欧州MDR及びIVDRの経過措置延長案が報告された。その後、2023年1月6日、欧州委員会は、条件を満たした場合MDRの経過措置を機器のリスククラスに応じて延長すること、MDD適合製品、IVDD(体外診断用医療機器指令)適合製品の販売期限を撤廃すること等を含む改訂法案を採択した。当該改訂法案が成立するためには、今後、加速された共同決定手続きを通じて欧州議会と理事会で採択される必要がある。

<国際ルール上の問題点>

EU内の新制度のための体制構築の遅れや新制度の運用がスムーズに進まないことにより、EUへの医療機器の輸出が滞り、実質的に貿易制限的な措置となるおそれがある。

<最近の動き>

当該規制に懸念を有する他国と連携しながらTBT委員会でEUに対し懸念を伝達すると共に、二国間対話の場でも政策立案担当者との協議を実施している。過去のTBT委員会では、MDR認証のための審査が遅延していることの原因調査及び改善、IVDR認証に係るNB及びガイダンス文書の充実化などを要請した。

我が国企業のEUの医療機器市場へのアクセスを確保するため、引き続きEUに対し円滑に新制度に移行できるよう体制構築を働きかけていく必要がある。

(4) バッテリー及び廃棄バッテリー規則

<措置の概要>

2021年1月26日に、EUはバッテリー及び廃棄バッテリーに係る新たな規則案をTBT通報。2022年12月9日には欧州議会とEU理事会の間で暫定合意が成立し、2023年1月18日付で欧州委員会、欧州議会及びEU理事会の修正案が公表された。この規則が2023年に成立し施行されれば、その運用のため、2023年から2028年にかけて下位規則が採択される見込みである。

本規則案46条2項は、バッテリーを供給する事業者に対して各加盟国への登録を求めており、かつ、事業者が認定代理人を指定した場合には当該認定代理人が登録義務を負う旨を規定している。本規則案65条は、「バッテリーパスポート(Battery passport)」について規定しており、附属書XIIIは、当該バッテリーパスポートに記載しなければならない情報として電池材料の組成や構造等を規定している。その他、本規則案には、カーボンフットプリント、リサイクル材料の含有、適合性評価、デューデリジェンス、拡大生産者責任の新たな要素又は概念が盛り込まれている。

<国際ルール上の問題点>

TBT協定第2.2条は正当な目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な手段を採用しないことを求めているので、本規則案の手法や要件がバッテリーの安全で持続可能な生産やリサイクルの目的を達成するために必要以上に貿易制限的でないことが確保されなければならない。また、GATT第1条及び第3条は、輸入品間・輸入品と国産品との間の差別を禁止し、またGATT第20条は、特定の目的のための措置を一定条件の下で許容しているが、恣意的又は正当と認められない差別となるような措置の適用を禁止している。さらにTBT協定第2.1条も差別を禁止している。国内の環境保護政策や電源構成については各国が自ら決定する権利を有しているが、措置を適用する際には、これら無差別の規律や輸出国における異なる事情に照らして、適切な規制であるか、輸出国の国内事情を反映する柔軟性を有しているかも考慮されることが望ましい。また、<措置の概要>に記載の規則案65条及び附属書XIIIは、電池材料の組成や構造等の情報を電子交換システムに記載することを求めているが、これ

らの情報は、事業者にとって営業秘密である場合が多い。営業秘密の要求が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的となる場合には、TBT協定第2.2条に違反するおそれがある。

<最近の動き>

我が国は、2022年12月に開催された日EU産業政策対話・自動車ワーキンググループ等において、本規則案に関する意見交換を行い、EUに対し、カーボンフットプリントの計算方法やリサイクル、データの取り扱い等に関する情報提供を求めるとともに、引き続き日EU間の議論を継続することとしており、こうした要件や手続が、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的なものとならぬよう、EUに対し継続的な働きかけを行う。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EUは、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89/552/EEC（修正指令97/36/EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めていた（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも60%を欧州制作分としなければならず、また、仏語放送を全体の40%以上としなければならぬと規定している（1992年1月18日の政令No.86-1067）。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007年12月19日に発効した。ここでは、テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

<懸念点>

EUは、WTOサービス交渉において、AV分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置がWTO協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の1つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN免除は時限的なもので、原則として10年を超えてはならないとしている。この点、EU自身が2009年7月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後WTOに加盟をしようとする国々に対し、EUと文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつMFN免除登録を促すことを助長するような記載があることはWTOの精神からも看過することは出来ない。

<最近の動き>

上述のとおり、2007年11月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令89/552/EEC（国境なきテレビ指令）を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案）」〔COM(2005)646〕が採択され、翌12月に発効した。同指令の国内法への導入期限は24か月以内（2009年12月19日）で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に通知済みである。

欧州委員会は2011年3月29日、『視聴覚メディア・サービス指令（AVMSD：Audiovisual Media Services Directive）』の適用状況に関する情報提供を16の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員会に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。また、2015年7月から9月まで、ステークホルダー及びユーザーを対象に、視聴覚メディア・サービス指令に係るフィードバックを得るためにパブリックコンサルテーションが行われ、2016年5月25日、本指令の改正案が欧州委員会から欧州議会に提出された。2017年4月25日、欧州議会文化教育委員会にて本改正案が同意された。その後、欧州委員会、欧州議会、欧州理事会での3者協議を経て、2018年10月2日、欧州議会は本指

令の改正案を承認し、同年 11 月 6 日、欧州理事会が本指令の改正案を採択した。本改正は、音響映像サービスの視聴方法が、伝統的な TV からオンライン媒体に変化しつつある中で、消費者保護の観点から、音響映像サービス事業者に対する規制を見直すものである。特に、オン・デマンドサービスにおいても、欧州作品を一定量以上配信することを義務づけるクォータ規制が明示されていることは注目される。2020 年 11 月、欧州委員会は、23 の加盟国に対して、AVMSD を国内法に移行することを怠っているとして、正式な通知を送付したが、さらに 2021 年 9 月 23 日、欧州委員会は、チェコ、エストニア、アイルランド、スペイン、クロアチア、イタリア、キプロス、スロベニア、及びスロバキアに対して、AVMSD に対応する国内法の整備を十分に行っていないとして意見書を送付した。2022 年 5 月 19 日、欧州委員会は、これらの加盟国のうち、チェコ、アイルランド、ルーマニア、スロバキア、及びスペインについて、欧州機能条約第 260 条 3 項に従い制裁を課すことを欧州司法裁判所に対して要請をすることを決定した。

EU における文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国は WTO サービス交渉等において、EU に自由化約束向上を行うよう求めている。

政府調達

公共調達新規則 (International Procurement Instrument)

<措置の概要>

当該規則では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、当該国からの調達に対して価格調整措置 (price adjustment measures) をとる仕組みが設定された。

<国際ルール上の問題点>

本規則に基づき、欧州委員会が EU の利益となると判断した場合、欧州委員会自身又は、実質的な利害

関係者、加盟国は、第三国の疑わしい措置・慣習について調査を開始することが可能 (5 条 1 項)。欧州委員会は、所見を含む通知を公表した後、当該国に意見、情報提供を求め、協議に入る (5 条 2 項)。調査及び協議は、その開始の日から 9 か月以内に終了する。なお、正当な理由がある場合は、この期間を 5 か月間延長することができる (5 条 3 項) 調査及び協議の終了後、欧州委員会は、第三国の問題となる措置又は慣行が存在すると認定する場合、EU の利益となると判断したときは、IPI 措置を採択する (6 条 1 項)。

本規則は、国際協定の適用対象外の物品・サービス (non-covered goods and services) の調達に対してのみ適用される。すなわち、① EU との間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物品・サービス、② EU との間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則の基本的な仕組みとしては、EU が国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、主張された調達措置又は慣行が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の 50 % を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則案上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則 (WTO 政府調達協定第 4 条第 1 項) に違反するおそれも否定できない。

<最近の動き>

2012 年 3 月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案 (COM(2012)124) を提案した。また、2016 年 1 月、欧州委員会は、本規則案の修正案 (COM(2016)34) を公表した。2016 年の欧州委員会による修正案をさらに修正する最新の修正がポルトガル (2021 年前期: EU 理事会議長) から 2021 年に提出された。修正された規則案は、EU 運営条約 207 条を法的根拠条文にして、EU 運営条約 294 条に規定される通常立法手続により EU 理事会と欧州議会により 2022 年 6 月 23 日に採択された。6 月 30 日付けで官報に掲載、成立・交付された。官報掲載 60 日後の 8 月 29 日より施行。

地域統合

譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

2013年7月、新たにクロアチアがEUに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一部品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT第28条第1項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EUは我が国をはじめとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされた。なお、EUによる譲許税率の一方的な引き上げは、2007年1月にブルガリア及びルーマニアがEUに加盟した際や、2004年5月の新規10か国加盟によるEU拡大、それ以前のEU拡大時にも行われている。2004年のEU拡大時には、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、EUに対して働きかけを行ったものの、EUは我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税が引き上げられた。我が国との交渉を経て合意された補償措置が施行されるまでにはEU拡大後約1年8か月を要し、その間、対EU輸出企業の一部は一方的に引き上げられた関税を徴収される損害を被る結果となった。

<国際ルール上の問題点>

EU拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合にGATT第28条に定める手続により補償的調整を義務づけているGATT第24条第6項に整合的でない。

<最近の動き>

2013年7月、我が国はEUに対し、クロアチアのEU加盟に伴うGATT第24条第6項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れ、EUとの間で本件について協議を行った。なお、2007年のブルガリア及びルーマニアのEU加盟に伴うGATT第24条第6項交渉では、我が国の、税率の引き上げによる損害を累積したものが損害額であるという主張と、EU側の、ある新規

加盟国で税率が引き上げられる場合でも、他の新規加盟国で税率が引き下げられる場合はその利益も考慮すべきであり、税率引き下げによる利益も考慮すれば補償は不要という主張の隔たりが埋まらず、補償措置を得られずに協議を終えている。

なお、トルコ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア及びアルバニアがEUへの加盟交渉を行っており、ウクライナ、モルドバ及びボスニア・ヘルツェゴビナも加盟候補国に認定されている。今後、これらの国の加盟が実現すれば、譲許税率が引き上げられるおそれがあり、引き続き状況を注視していく必要がある。

知的財産

スペアパーツへの意匠権の権利行使問題

<措置の概要>

EUにおいては複合製品の交換用の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、これまで激しい議論が行われている。

その結果、共同体意匠については、「共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則（Council Regulation (EC) No 6/2002）」（以下、「共同体意匠規則」という。）の第110条において、仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないという、いわゆる「修理条項」が、経過措置として規定されている。また、各EU加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98/71/EC）」（以下、「意匠指令」という。）の第14条では、上記「修理条項」の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向のみ可能となる旨規定しているところ、EU域内の各国において、スペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていない。

2020年に欧州委員会から公表された「意匠保護に関するEU法制の評価」と題する報告書においては、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロ

ベニア及びスロバキアが「修理条項」を有しない一方、ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペインが「修理条項」を有し、デンマーク、スウェーデン及びギリシャは保護期間が異なるなどスペアパーツの意匠権を制限する他の制度を有することが報告されている（ただし、後述のとおり、ドイツ及びフランスではその後、「修理条項」を追加する意匠法改正が成立した）。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該スペアパーツの意匠について独占的排他権を有することから、部品市場においても、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずであるところ、「修理条項」の導入により、修理目的のスペアパーツに意匠権による保護が及ばないとすれば、特に自動車産業を中心として、イノベーションが損なわれる懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

TRIPS 第 26 条第 2 項には、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとされている一方、当該例外が認められるためには、①限定的例外であること、②通常の実施を妨げないこと、③第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、の 3 条件（3-ステップテスト）を累積的に満たす必要があることが規定されている。したがって、共同体意匠や各 EU 加盟国において、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることが TRIPS 第 26 条第 2 項に整合するかについては、TRIPS の解釈に議論の余地があると考えられる。

<最近の動き>

EU における修理目的のスペアパーツの意匠権による保護の在り方については議論が収束しておらず、共同体意匠規則第 110 条及び意匠指令第 14 条のいずれも経過措置として規定されているものである。そして、2004 年には欧州委員会が、意匠指令への「修理条項」導入を提案したものの、結局合意に至らず、2014 年に取り下げられた。その後、2020 年 3 月に欧州委員会が公表した循環経済行動計画においても、製品の持続可能性を担保するための方策として、「修理する権利」の導入に

ついて言及があり、2020 年 11 月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」でも、スペアパーツの保護に関する EU 域内の制度調和を含んだ EU の意匠保護の近代化が提案された。欧州委員会は、2021 年 4 月から 7 月にかけて、「スペアパーツについての意匠保護を見直すべきか」との質問を含む、EU の意匠保護の近代化に係るパブリック・コンサルテーションを実施し、2021 年 9 月にそのサマリーレポートをウェブページにて公表した。その後、欧州委員会は、2022 年 11 月に共同体意匠規則を改正する規則の提案及び意匠指令の提案を採択した旨を公表するとともに、意見募集を開始した。今回の規則及び指令の提案には、EU 全体の「修理条項」を導入することが含まれている。

他方、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018 年 3 月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019 年 5 月に連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定し、2020 年 9 月及び 10 月に連邦議会（下院相当）及び連邦参議院（上院相当）が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決し、2020 年 10 月 9 日に意匠法改正が成立し、2020 年 12 月 2 日に公布・施行された。これにより、ドイツでは修理目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばなくなった。

また、フランスにおいては、これまで、フランス議会での採択にもかかわらず、憲法評議会による手続上の理由に基づく違憲判断等があり、修理条項は導入されていなかったが、2021 年 8 月 22 日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」第 32 条により、知的財産法に修理条項を自動車関連の一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他のスペアパーツについても保護期間を短縮する改正がなされ、この改正法は 2023 年 1 月 1 日に施行された。

これらの欧州主要国の動向は、今般の意匠指令改正等の議論に影響を及ぼす可能性も考えられ、今後の動きが注目される。

我が国としては、これまで継続的に EU に対して「修理条項」の廃止を求めており、2019 年 11 月に開催された日 EU・EPA 知的財産専門委員会第 1 回会合においても、スペアパーツの意匠権による保護を議題の 1 つとして取り上げ、EU に対して「修

理条項」の廃止を求めた。

今後、引き続き、議論の状況を注視すると共に、各 EU 加盟国の意匠制度及び共同体意匠制度について「修理条項」の廃止を働きかけていく必要がある。

2. 英国

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

関税・物品税管理法、2018 年租税（クロスボーダー貿易）、2018 年欧州連合（離脱）法、2020 年租税（移行期間後）法及び関連法規において、輸出入の管理や関税に関する諸規定や EU 離脱後の英国の物品の輸出入に関する関税制度などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日英包括的経済連携協定（日英 EPA）税率等が適用される。また、EU 離脱移行期間終了に伴う通関申告に関する特別措置及び一時・再輸出入、加工処理や特別な使用目的で輸入される物品に対する租税優遇措置（免税措置）などがある。

英国は、2020 年 1 月、EU 離脱協定に基づき EU から正式に離脱し、同年 12 月をもって離脱移行期間が終了した。離脱移行期間中、英国は事実上、EU の関税同盟に含まれていたため、2020 年 12 月までは EU の MFN 税率及び特惠税率が適用された。2021 年 1 月より、UK グローバルタリフ（UKGT:UK Global Tariff）が適用され、ニューサンス・タリフ（nuisance tariff: 2.0%未満）の廃止や小数点以下の関税率の単純化、国内製造がないまたは限定されている品目の関税廃止がなされた。例外的に北ア

イルランドでは EU 離脱協定の北アイルランド議定書に基づき引き続き EU 共通関税率が適用される。

また、高関税の品目の実行関税率及び譲許税率は、EU とほぼ同様の取扱いがなされている。

<懸念点>

EU 離脱に向けて、英国は新たな譲許表を作成し、2018 年 7 月に WTO に提出した。その内容は関税割当の点を除いて EU の附属表をほぼ踏襲しており、2020 年 5 月及び同年 12 月に技術的な修正を行った。他方で、2021 年 1 月、離脱移行期間終了後の WTO のおける英国の立場を記載した WTO 加盟国向けの通達において、譲許表は未承認であるものの適用する旨記載されている。そのため、現在この未承認の譲許表を適用している英国に対して WTO 加盟国が不服を申し立てたり、報復措置が取られたりする可能性がある。また、2020 年 12 月、英国は ITA 及び拡大 ITA について、引き続き実施する旨の通報が行われており、当該譲許表において、対象品目 201 品目の関税が 2023 年までに撤廃されることになる。

その他、EU 同様、高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

英国は、貿易の継続性に支障が生じることを避けることを目的として、Brexit の離脱移行期間中、EU が締結した第三国との貿易協定を継続する交渉を行い、Brexit 後も多くの貿易協定が英国でも引き続き適用された。我が国においても、離脱移行期間中に日英政府間で交渉が行われ、2020 年 12 月にそれぞれの国において承認プロセスが完了した後、2021 年 1 月から日英 EPA が発効されている。本協定は、基本的に日 EU EPA の内容を踏襲するものであり、日英 EPA の発効時から日 EU EPA と同じ削減税率を適用するキャッチアップ規定や EU 産の材料を使用する場合や EU 域内の付加価値や加工工程を日英のもののみならず累積・拡張累積規定も設けられて、日本企業が継続して対英ビジネスを行う環境が整えられている。また、2021 年 2 月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加盟を正式に申請するなど引き続き交渉を進めている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2021年1月、英国政府は新型コロナウイルス対応において重要であるとする医療用品（個人防衛具、医療機器、消毒剤）の関税を免除し、同年10月、ワクチン生産の主成分の関税を免除する措置を追加的に行った。2022年12月、同措置の対象とする品目のうち、これまで輸入実績がなかった3品目を除いて、2023年12月まで関税停止措置を継続することを公表した。

セーフガード

鉄鋼製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

2020年10月1日、英国は、EUの鉄鋼セーフガード措置に関して、EU離脱後もこれを「継承」(Transit)し、EUにおいてセーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品26品目中、19品目につき、関税割当を超えた場合は25%の追加関税を賦課する(2021年1月1日～6月30日)旨を発表した。同時に、7月以降の帰趨につき決定するためのTransition Reviewを開始した。2021年1月のEU離脱と同時に、「継承」措置は発動された。

2021年5月、損害を認定し10品目への措置延長を勧告、6月には措置延長通報がなされた。しかし、翌7月に発動された措置は、TRA勧告対象10品目とは異同があり、特に、トラス国務大臣決定により5品目が追加されている(原則3年間。追加5品目は暫定として1年延長)。

さらに、2022年6月には発動中の措置の見直し(Reconsideration)手続の結果として、上記追加5品目についても2年の延長を決定した。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定上、他国のセーフガード措置を「継承」する根拠はない。EU離脱後の英国としては、発動要件に関する調査手続を欠いたままセーフガードを発動したこととなり、この点でセーフガード調査手続に関するWTO協定に整合しない。

2021年5月のTRA勧告は、輸入増加や国内産業の損害等を定量的に分析しているが、SGの延長を基

礎づける認定と言えるか疑問であった。また、措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」がSGの発動要件とされていること(GATT第19条第1項(a))との整合性に懸念がある。

さらに、翌7月に国務大臣決定で急遽追加された5品目をはじめ、5月のTRAの延長勧告に含まれていなかった製品がある。これらについては延長のための諸要件(損害の防止のため引き続き必要であること、SG協定7.2条、等)の充足についての認定を欠いたまま措置が延長されており、この点でもWTO協定に整合しない。

<最近の動き>

我が国は、英国に対し、セーフガード委員会等の場において、「国内産業の損害」等、セーフガード協定上の要件に関する調査なしに措置を発動している点は遺憾であり、可能な限り早急に措置を終了するよう求めている。

基準・認証制度

化学品規制 (REACH・CLP)

<措置の概要>

2020年12月31日に離脱移行期間が終了したことに伴い、ブレグジット前、英国に直接適用されたEUの規制の多くが英国国内法に基づき必要な修正がなされたうえ、英国国内法に移行された。EUのREACH規則及びCLP規則も英国国内法に移行された「維持されたEU法」(retained EU law)の一つとして、離脱移行期間終了後も英国に引き続き適用されている。なお、北アイルランド議定書の結果、UK REACH規則及びGB CLP規則はグレートブリテン島のみ適用され、北アイルランドにはEU単一市場の一部として引き続きEU REACH規則が適用される。したがって、北アイルランドの事業者は、離脱移行期間終了後もEU REACH規則の下でのステータスが維持される。

離脱移行期間終了後、EU 及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要がある。現状、EU 及び英国における REACH 規則に係る要件や手続について大きな差異はないが、今後それぞれの規制が徐々に乖離することも予想される。この場合、EU 及び英国のそれぞれにおける規制を遵守するため異なった対応が求められることで、事業者にとって負担が増えるおそれがある。

なお、ブレグジットの結果、英国は EU から見て第三国となるため、英国に所在する登録者（製造業者、生産業者、輸入業者又は唯一の代理人（Only Representative）は、EU での登録者とは認められない。そのため、EU REACH 規則の下でのステータスを維持するためには、離脱移行期間終了前に EU 加盟国での登録に切り替えるか、EU 加盟国で唯一の代理人を任命しておく必要があった。そのような手続を採っていない場合には、EU REACH 規則の下で事業者のステータスが変更している可能性があるので留意を要する。また、英国に所在する EU REACH 規則の下での登録を有する事業者が、既得権（Grandfathering）により得られた製造量・輸入量等により定められた猶予期間後に、改めて登録申請をする必要がある。既に EU REACH 規則の下での登録で費用負担した安全性データを使う場合であっても、安全性データを UK REACH 規則で使用する場合は、改めての安全性データ使用の負担が必要となる可能性がある。

EU の CLP 規則も「維持された EU 法」の一つとして必要な修正がなされたうえで英国国内法に移行された。また、2020 年 12 月 31 日に EU の調和分類及びラベリングとされたものは、GB 必須分類及びラベリング（GB MCL）として維持された。ブレグジット前に EU CLP 規則の下での EU 化学品庁（ECHA）が担っていた役割は、ブレグジット後の英国では、安全衛生庁（Health and Safety Executive）が GB CLP 規則の監督庁として担当することになる。現状、GB CLP 規則の下での規制は、

EU CLP 規則と大きく異ならないが、今後 EU と英国との間で徐々に規制内容が乖離することも予想される。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が、英国外企業を英国内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定第 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定第 2.4 条との不整合が生じる可能性がある。

<最近の動き>

2021 年 11 月 9 日、2021 年環境法（Environment Act 2021）が成立した。同法第 140 条では、Schedule 21 に従い、ブレグジット後の英国における化学品規制を更新するため、国務大臣に UK REACH 規則を修正する権限を認めている。さらに国務大臣には、UK REACH 規則違反を執行するため刑事罰の範囲を拡大すること、適用される刑事罰を特定するなどの権限が認められている。国務大臣は、必要かつ適切と考えられる場合にこれらの権限を行使できるとされている。今後、国務大臣に与えられたこれらの権限が実務上、どのように行使されるか注視される。

2022 年 7 月 5 日より 8 週間、Defra（環境・食糧・農村地域省）は、UK REACH 規則の移行登録期限の延長に関するパブリックコンサルテーションを実施した。現在の期限は対象物質のトン数やハザードに応じて 2023 年 10 月 27 日、2025 年 10 月 27 日、2027 年 10 月 27 日の 3 段階となっている。コンサルテーションの結果、政府は全ての段階において期限を 3 年間延長する法律を導入する予定である。

